

西崎つばさレポート

2021年5月30日 発行

編集部：〒153-0051 目黒区上目黒 2-19-15-5F (区議会控室)
TEL 090-1796-5099 FAX 03-4330-1880 MAIL office@n283.com



フードデリバリー問題の本質を考える。

最近、自転車で飲食物を届ける配達員の姿を、非常に多く目にするようになりました。利用者にとっては、外出せずに食事を手にする利便性がある反面、交通ルールやマナー違反の走行が危険だという声が寄せられるようになってきました。

この5月に改定した「目黒区交通安全計画」では、自転車を使った配達員への対策に初めて言及しています。また、東京都は、配達員を識別する番号表示を、事業者に要請する方針を表明しています。

危険走行に対し、取り締まり強化やルール設定などの対策は必要でしょう。しかし、別のところに本質的な課題が隠れているのではないかと感じ、国内外の状況を調査しました。

【フードデリバリーが雇用の受け皿】

長期化するコロナ禍は、雇用にも深刻な影響を与えており、解雇・雇い止めで仕事を失った方は、4月時点で10万人を超えています。

一方、フードデリバリーは急拡大。利用者数は1年間で3倍超となり、市場規模は50%の大幅成長。加盟店舗数も、「出前館」が1年半で3.5倍、「ウーバーイーツ」は7倍増となっています。

利用者数：294万人 ▶ 902万人
(2020年1月) (2021年1月)

市場規模：4,183億円 ▶ 6,264億円
(2020年1月) (2021年1月)

配達員数の把握は難しいのですが、自由業者数は1年間で2.4倍に。今年中にサービスを全国拡大する「ウーバーイーツ」では、約10万人の配達員が最大20万人へと倍増する見込みです。

こうした状況から、フードデリバリーが失業者の雇用の受け皿となっている構図が浮かんできます。

西崎つばさ プロフィール

37歳、3児の父。円融寺幼稚園、向原小、九中、都立青山高校、東京外語大英語科 卒業。目黒雅叙園に勤務後、手塚よしお秘書。その後、蓮舫秘書。目黒区議会議員 2期。2021年7月の都議選で、立憲民主党の公認が決定。

【あまりに不安定な労働環境】

配達員の多くは、スマホを通じて単発の仕事を請け負う「ギグワーカー」と呼ばれます。法的には独立した個人事業主として扱われるため、労働基準法の対象とならず、最低賃金や雇用保険、労災保険なども適用されませんが、現実的には雇用労働者に酷似しているとの指摘があります。

サービスの基盤を運営する「プラットフォーム企業」の側にとっては、雇用関係を回避することで人件費や社会保険料を抑制できるメリットがありますが、不安定な仕事による貧困や格差を助長するリスクも併せ持っています。

働き方の実態を見てみましょう。ある事業者は、2019年11月に報酬体系を改定し、配達回数重視する方式を導入しました。

一定の期間に決められた件数を配達できれば報酬が追加されますが、1件でも及ばないとゼロと判定され、収入に大きく影響します。悪天候の日に支給される特別報酬も、定められた時間内に配達件数を消化することが条件となります。

職を失い、生活のために少しでも稼がなければならない方もいる中、こうしたシステムは、強引な運転や違反を誘発しかねません。



裏面に続く▶▶▶

労働基本権すら認められない、ギグワーカーたち。

さらに、事故を起こして本部に報告したところ、登録停止をほのめかされる事案が多数確認されています。これは、仕事がなくなることを意味しており、配達員にとっては死活問題となります。

ところが、こうした状況を改善しようにも、この事業者は配達員との雇用関係を否定しているため、労働基本権も認めておらず、団体交渉を拒否しています。

コロナ禍で、フードデリバリーに助けられているお店や消費者がいる一方で、それに欠かせない配達員が、弱い立場で不安定な働き方を強いられているのだとしたら、これこそ政治が解決すべき課題ではないでしょうか。



世界各国で改革の動き

同様の問題は世界各国で指摘されており、一部では改善に向けた動きが進んでいます。

アメリカのカリフォルニア州では、請負労働者が所定の要件を全て満たさない限り、雇用労働者と見なして最低賃金や残業代、失業保険、社会保険の対象とする「ギグ・エコノミー規制法」が2018年9月に成立しました。

全米では、バイデン大統領が旗を掲げて、ギグワーカーの権利拡大を含む「団結権保護法案」が今年の3月に下院を通過しており、上院での議論が注目されています。

イギリスの最高裁では、ライドシェアの運転手は従業員であるとの判断が今年の2月に示され、待機時間も含めて最低賃金を適用すべきだとしました。

これを受け、ウーバー社は英国国内7万人の運転手を労働者として扱い、乗客を輸送している時間に限定するものの最低賃金を保障し、企業年金の適用や有給休暇に相当する報酬の支給を決定しました。

フランスでは、2016年の労働法改革によって、プラットフォーム企業に労働保険の加入や職業訓練の権利保障を義務付け、労働基本権も認めたことに加え、2019年に成立したモビリティ法で、ギグワーカーがフルタイムで就労した場合に、十分に生活可能な収入を得られる仕組みを作っています。最高裁（破毀院）でも、2018年には飲食物の配達員を、2020年にはライドシェアの運転手を、それぞれ独立した事業主ではなく労働者であるという判決を下しています。

日本の対応は遅れている

経済産業省は、フリーランスの労働環境を整備するためのガイドラインを今年の3月に策定しましたが、従来の独占禁止法や労働関係法令を整理した程度の内容にとどまっています。

厚生労働省の検討会でも論点整理を進めているものの、具体的な成果を得る前に、市場が急拡大してしまっているのが現実です。

既存の法令に照らして、労働者と見なされるべきギグワーカーの存在が否定できない中、日本の動きは鈍いと言わざるを得ません。

こうした状況を、どうぞ覧になりますか？

目の前の危険運転に対応することも大事ですが、そこに存在する「ひと」が、安全・安心かつ生活苦に怯えることなく働ける環境を整えることこそ、政治に求められる真の役割ではないでしょうか。

多様な働き方の可能性を秘めながらも、日本の労働環境を破壊しかねない、この新たな課題に対し、引き続き調査と提案を重ねてまいります。

〈参考〉

- 「祝・Uber Eats 3周年!」 Uber Newsroom, 2019.9.26
- 「『出前館』加盟店、20,000店舗を突破!」 株式会社出前館ニュースリリース, 2019.9.27
- 「ネットで仕事仲介 フランスの政策は」 朝日新聞, 2020.5.18
- 「外食・中食 調査レポート」 エヌビーディー・ジャパン株式会社, 2021.2.9
- 「雇用類似の働き方に関する諸外国の労働政策の動向-独・仏・英・米調査から-」 労働政策研究・研修機構, 2021.2.26
- 「ウーバー、宅配全国拡大」 日本経済新聞, 2021.3.3
- 「社説 ウーバー的な働き方 実態踏まえルール整備を」 毎日新聞, 2021.3.9
- 「国内フリーランス 1670万人」 日本経済新聞, 2021.3.31
- 土屋俊明 「理不尽契約 保護も補償もなし」 ひろばユニオン, 2021.4
- 「最高裁、ウーバーのドライバーを労働者と認める判決」 労働政策研究・研修機構, 2021.4
- 「コロナ影響『解雇』『雇止め』見込み含め10万人超に厚労省」 NHK NEWS WEB, 2021.4.8
- 太田聰一 「ギグワーカーをめぐる法整備が急務だ」 週刊東洋経済, 2021.4.10
- 「『出前館』 加盟店舗数が70,000店舗を突破!」 株式会社出前館ニュースリリース, 2021.4.22
- 「『地蔵』と呼ばれても今日も走り続ける」 AERA, 2021.5.3-10
- 「Uber Eatsの登録店舗数10万店を突破!」 Uber Newsroom, 2021.5.10

ご意見など、LINEで
お気軽にお寄せください!

